

学校法人足利大学
足利短期大学
機関別評価結果

令和4年3月11日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

足利短期大学の概要

設置者 学校法人 足利大学
理事長 牛山 泉
学 長 荘司 和男
A L O 佐々木 由美子
開設年月日 昭和 54 年 4 月 1 日
所在地 栃木県足利市本城 3 丁目 2120

<令和 3 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		75
	合計	75

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

足利短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和2年7月22日付で足利短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「以和為貴(和を以て貴しと為す)」を建学の精神とし、教育理念に「和顔愛語」を掲げ、仏教的情操豊かな人材を育成することを目的として教育を行っている。この方針に沿って、「仏教学」を必修科目とし、年4回の仏教行事には多くの教職員及び学生が出席している。地域・社会に向けて「仏教」及び「保育に関する内容」の公開講座を開講している。

教育目的は、建学の精神に基づき定めており、学則において明確に示している。学習成果は、建学の精神、教育目的・目標に基づき明確に定め、三つの方針は、入試委員会とカリキュラム検討委員会が中心となり議論を重ねて策定しており、これらはシラバス、キャンパスガイド、ウェブサイト等を通じて学内外に表明している。

自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会を中心に行われ、毎年「自己点検・評価報告書」を作成、公開している。自己点検・評価活動には、全教職員が関与している。学習成果を焦点に機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階で査定するアセスメント・ポリシーを定め、点検している。

卒業認定・学位授与の方針は、「汎用的学習成果」、「専門的学習成果」に対応している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、科目ナンバリングに基づくカリキュラムツリーに連係している。教育課程は、「仏教学」、「仏教保育論」、「基礎演習」等によって教養教育を確立し、学生を保育者として社会に送り出すことを念頭に置いた編成になっている。

入学者受入れの方針は、学生募集要項において明確に示しており、入試委員会が中心となり、教職員協同で入試業務に携わっている。

学習成果の獲得状況については、資格・免許の取得率、専門職への就職内定率、就職先へのアンケート調査等を活用して測定しており、また、「学びのカルテ」を用いて学生自身で学びの成果を確認できるようにしている。

教員は、学習成果の獲得状況を、各種データを用いて把握し、教授会で共有し、学習支援方を点検している。事務職員は、教員と協働しながら業務に当たり、学習成果の獲得に貢献している。

学生の生活支援を行うための教職員組織として、学生委員会があり、学生生活全般の状

況の把握と学生指導を行っている。独自の「特待生制度」、「和田奨学金」、「兄弟姉妹奨学金」等を設けている。進路委員会を設置し、進路指導講座等を開講するなど、就職支援・進学支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。教員の採用、昇任は、「教員選考基準」に基づき適正に行われている。研究紀要を毎年発行し、研究活動の成果を発表している。「公的研究費」に係る研究倫理・コンプライアンス教育研修会を毎年開催している。事務組織は整備され、責任体制は明確である。SD 活動は、毎年、研修計画を定め実施している。教職員の就業に関する諸規程は整備され、適正に管理されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。校舎内はバリアフリー化されている。技術的資源は、担当教職員が中心となり、機器・設備の整備、技術的サービス、専門的な支援の向上と充実を図っている。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門ともに過去3年間、経常収支が支出超過となっている。教育研究経費比率は適正であり、施設設備及び学習資源等への資金配分は適切である。

理事長は、風力発電分野の第一人者として教育・研究を続けながら、建学の精神を理解し、学校法人の業務を総理している。理事会は、理事長が招集し議長となり、寄附行為に基づいて適切に運営されている。学内理事を中心に「学園改革推進委員会」が毎月開催され、学校法人運営に関する意思疎通が図られている。

学長は、豊かな知見を有しており、就任以来リーダーシップを発揮し、教育・研究の充実に努めている。学長は、教授会規程に基づいて教授会を開催し、議長となり適切に運営している。また、各委員会の長で構成される「運営委員会」も設置している。

監事は、寄附行為に基づいて選出され、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務の執行状況について監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。職務については、私立学校法を踏まえ寄附行為で定めており、それに従った運営が行われている。

教育情報、学校法人の情報は、ウェブサイト等を通して公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 大学・地域連携活動支援事業「学生と地域による足利市中心市街地にぎわい創出計画」として、併設大学と合同で教員と学生が協力し、足利市のほか、地域団体の協力を得て、年に数回、夜のまちを竹あかりで演出するなど、まちなかのにぎわいを創出するイベントを実施し、地域の活性化に貢献している。
- 「以和為貴」を建学の精神とし、仏教的情操豊かな人材の育成を教育目的としていることから、「仏教学」、「仏教保育論」を開講している。また、年4回の仏教行事を全学で実施し、その計画・進行に教職員、学生ともに関わり豊かな雰囲気の中で実施されており、建学の精神を確認するとともに、自らを振り返る良い機会となっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 学生の GPA と図書の出借数を基にした IR 調査は、多角的な視点から学習成果の獲得状況が把握でき、また、明確な調査結果が得られ、学習成果の獲得のための PDCA サイクルを担っている。
- キャンパスガイド、シラバス、教授者便覧、保護者便覧を発行しており、学生、保護者だけでなく専任・非常勤を含めた教員が学習成果の獲得、把握及び就学を円滑なものとするにつながっている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- こども学科の人材の養成に関する目的が学則とシラバス、キャンパスガイド、ウェブサイトでの表現が異なっているため、広報用に表現の見直し等を行う場合は、関連規程を定めた上で、規程に基づいた運用となるよう、改善が望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学則第 18 条第 1 項に「ただし、演習、実習、体育実技等については出席状況と平素の成績により認定することができる」と定めていることが、短期大学設置基準第 13 条を充足しないことが危惧されるため、見直しが必要であるとともに、「試験」の実施につ

いて再検討が望まれる。また、「出席状況」を判定に加えるとの記載が、成績評価に「出席点」を加味することを認めることになり、改善が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 学校法人全体及び短期大学部門とも過去 3 年間、経常収支が支出超過である。財務改善計画に沿って、収支バランスの改善に取り組むことが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行状況についても記載することが必要である。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「以和為貴」を建学の精神とし、教育理念は「和顔愛語」であり、建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有している。建学の精神は、シラバス、キャンパスガイド、ウェブサイトや大学案内に掲載し、オープンキャンパス等で説明するなど、学内外に表明している。正課授業を開放し、リカレント教育も実施している。また、地域との関わりを重視し、「仏教」、「保育に関する内容」の公開講座を開講するとともに、多くの教職員がボランティア活動を行っている。

教育目的は、建学の精神に基づき定め、学則において明確に示しており、教育目標は3つの観点から定め、シラバスやキャンパスガイドに表明している。

建学の精神、教育目的・目標に基づき、学習成果を社会人・職業人として求められる汎用的学習成果5項目、現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果6項目から明確に示している。三つの方針は、建学の精神に基づいて前年度の自己点検・評価の結果を踏まえ入試委員会とカリキュラム検討委員会を中心となり策定し、シラバス、キャンパスガイド等を通じて周知徹底し、学内外に表明している。

自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会を中心に行われ、毎年「自己点検・評価報告書」を作成、公開している。自己点検・評価活動に関しては、全教職員が関与し、日常的に行っている。

学習成果の査定は、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階で査定するアセスメント・ポリシーを定め点検されている。短期大学設置基準等の関係法令の変更等を適宜確認し、法令遵守に努めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、「汎用的学習成果」、「専門的学習成果」に対応している。卒業認定・学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針を定め、科目ナンバリングとそれを基にしたカリキュラムツリーを提示している。シラバスの「準備学習（時間）」において、「事前学習」又は「事後学習」のいずれか一方の記載に留まっているので、改善されたい。

学則第18条第1項に「ただし、演習、実習、体育実技等については出席状況と平素の

成績により認定することができる」と定めていることが、短期大学設置基準第 13 条を充足しないことが危惧されるため、見直しが必要であるとともに、「試験」の実施について再検討が望まれる。また、「出席状況」を判定に加えるとの記載が、成績評価に「出席点」を加味することを認めることになり、改善が望まれる。

教育課程は、「仏教学」、「仏教保育論」、「基礎演習」をはじめとした各科目により保育者育成のための専門教育の基盤としての教養教育を確立し、学生を保育者として社会に送り出すことを念頭に置いた編成となっている。成績評価、学生による授業アンケート結果等により教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

入学者受入れの方針を定め、学生募集要項において明確に示している。入試委員会が中心となり、教職員協同で入試業務に携わっている。

学習成果は、明確に定めており、免許・資格取得率、就職希望者の「専門職への就職内定率」及び就職先アンケート結果により、学習成果の獲得状況の把握に取り組んでいる。学生の業績の集積は、「学びのカルテ」等、各科目の特性を生かして実施している。また、卒業生の就職先から評価を聴取して、その結果を自己点検・評価委員会で検討し、全教職員で共有し、改善につなげている。

シラバスに示した成績評価基準に基づいて、成績評価を行うとともに学生の学習成果の獲得状況の評価している。「学生による授業アンケート」を定期的実施し、授業改善に活用している。「グループ担当制度」により、個別学生の学習意欲を把握し、随時指導を行っている。学習成果の獲得状況を、各種データを用いて把握し、教授会で各教員が共有し、学習支援方策を点検している。

独自の「特待生制度」、「奨学金制度」を設けている。障がい者受入れのため、構内のバリアフリー化が進められている。学生の優れた社会的活動に対して、全学生の集う仏教行事において表彰を行っている。

進路委員会を設置し、進路指導講座を開講するなど、就職支援を実施するとともに、グループ担当教員が学生の就職活動の進捗状況を確認し、就職活動の支援に役立てている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員は、短期大学設置基準を充足している。教員の採用、昇任は、教員選考基準に基づき、経歴・研究業績等を審議した上で行い、教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している。研究紀要を毎年発行し、研究活動の成果を発表している。研究倫理を遵守するため「公的研究費」に係る研究倫理・コンプライアンス教育研修会を毎年実施している。FD 活動は、規程に基づいて計画的に実施し、各種アンケート、教員間の公開授業等を通して改善に努めている。

事務組織は、組織規程等に基づき整備され、責任体制は明確である。SD 活動は、SD 委員会規程に基づいて、毎年研修計画を定め実施し、教育研究活動の充実を図っている。教職員の就業に関する諸規程は整備され、就業規則にのっとり適正に管理されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。障がい者への対応として、エレベータ、自動ドア、スロープ、障がい者用トイレを設置し、教室はバリアフリー化されている。図書館は適切な面積を有し、蔵書数、座席数も適切である。

「固定資産及び物品管理規程」等諸規程を整備し、固定資産、物品等の維持管理を適正に行っている。「大規模災害対応要綱」等の諸規程を整備し、避難訓練は年1回、学生・教職員、全員参加で実施している。全館の照明器具をLED照明にするなど、省エネルギー・省資源対策は適切に実施されている。

技術的資源は、担当教職員が中心となり、機器・設備の整備、技術的サービス、専門的な支援の向上と充実を図っている。クラウド型の教育支援システムやテレビ・WEB会議ツール等を導入し、遠隔授業や学内会議において活用している。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門ともに過去3年間、経常収支が支出超過となっている。教育研究経費比率は適正であり、施設設備及び学習資源等への資金配分は適切である。

保育者養成としての将来像が明確であり、短期大学の現状を把握し、強み弱みを客観的に分析している。全教職員に経営情報と危機意識が共有され、定員の変更、教員組織の改編、経費の削減等、財務状況の改善のための努力が続けられている。今後、「中長期計画」に沿って、収支バランスの改善に取り組むことが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、長年にわたり副学長、学長を歴任しており、学校法人の建学の精神を理解し、発展に努めている。また、風力発電分野の第一人者として中央官庁の委員会でも要職を務め、教育・研究を続けながら、学校法人の業務を総理している。

理事会は、理事長が招集し議長となり、寄附行為に基づいて適切に運営されている。理事は、建学の精神を理解し、健全な経営についての見識を有し、法的な責任も認識している。また、学内理事を中心とする「学園改革推進委員会」が月1回開催され、学校法人の運営に関する意思疎通が図られている。

学長は、短期大学の要職を長く勤めてきたことから、豊かな知見を有しており、就任以来リーダーシップを発揮し、教育・研究の充実に向けて努めている。

学長は、教授会規程に基づいて教授会を開催し、議長となり適切に運営している。教授会は、各委員会の長で構成される「運営委員会」から上程される事項等について審議し、それらを基に学長が決定している。教授会の議事録は整備しており、適切な手続きを経て保管している。

監事は、学校法人の寄附行為に基づいて選出されている。監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務の執行状況について、理事会及び評議員会において意見を述べており、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出している。なお、監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行状況についても記載することが必要である。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。職務については、私立学校法を踏まえ寄附行為で定めてあり、それに従って運営している。

教育情報、学校法人の情報は、ウェブサイト等を通して公表・公開している。